

所得制限限度額表

重度心身障害者

(単位：千円)

区分	適用期間	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	～R8.7.31	4,011	4,391	4,771	5,151	5,531	5,911
	R8.8.1～	4,108	4,488	4,868	5,248	5,628	6,008
扶養義務者等		6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

(所得制限限度額の加算額)

- 1 本人の所得判定の場合
 - ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円
 - ②特定扶養親族1人につき 25万円
- 2 扶養義務者の所得判定の場合
 - 老人扶養親族1人につき 6万円

(所得から控除する額)

雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額

社会保険料控除（本人は全額、扶養義務者は一律8万円）

障害者控除（1人27万円（重度本人は控除無し））、特別障害者控除（1人40万円（重度本人は控除無し））

寡婦（夫）控除（27万円）、ひとり親控除（35万円）、勤労学生控除（27万円）

肉用牛の売却による事業所得の免除、公共用地取得による土地代金等に係る特別控除

※給与所得及び公的年金等に係る所得については、所得金額の合計から10万円を差し引いた額で判定します。